平成２６年（フ）第２８６８号
埼玉県北本市朝日２丁目238　ワコーレＲＧ北本Ｇ―1406
債務者　金子　幹男
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２８６９号
埼玉県北本市朝日２丁目238　ワコーレＲＧ北本Ｇ―1406
債務者　金子　修子
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２９０９号
東京都江戸川区西一之江３丁目38―６　第５コーポ富丈201
債務者　大塚　幸子（旧姓戸倉）
1　決定年月日時　平成26年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２９２８号
東京都三鷹市上連雀７丁目15―12―102
債務者　谷口　正樹
1　決定年月日時　平成26年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２９３１号
東京都墨田区京島３丁目５－４―203
債務者　伊東　三郎
1　決定年月日時　平成26年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２９５５号
神奈川県川崎市中原区木月４丁目49―１―421
債務者　山本　　縁
1　決定年月日時　平成26年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２９５６号
東京都町田市大蔵町2102―10
債務者　増田　千尋
1　決定年月日時　平成26年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２９６０号
東京都足立区六月２丁目18―15―303
債務者　佐々木　舞
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２９６１号
東京都足立区島根４丁目24―７―101
債務者　後藤　隆一
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２９６４号
東京都練馬区旭町３丁目23―18　ジョイハウス本宅
債務者　小林　雅子
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２９６５号
東京都墨田区立川２丁目10―５―401
債務者　舟木　　愛
1　決定年月日時　平成26年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２９６６号
東京都品川区西五反田４丁目16―15　ＷＩＮＢＥＬＬ　ＭＯＮＴＨＬＹ　不動前第２―301
債務者　小山いづみ
1　決定年月日時　平成26年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２９６７号
東京都豊島区池袋本町２丁目２―17―103
債務者　齋藤　麻美
1　決定年月日時　平成26年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２９７４号
東京都練馬区田柄２丁目38―38―102
債務者　松浦　一樹
1　決定年月日時　平成26年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２９７５号
東京都板橋区中台２丁目20―15―401
債務者　星　　由美
1　決定年月日時　平成26年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部